

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟
規律規程

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）は、本連盟における規律違反に対する処分の内容及び手続につき、以下のとおり定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、本連盟の正会員、賛助会員、役員、事務局員および各委員会委員（以下「役職員等」という）並びに本連盟登録選手、登録スタッフ会員及び登録団体代表者（以下「登録者等」という）が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の事業運営の公正さ及び社会的信頼を確保し、競技としての本連盟の高潔さを維持し、その価値を高めることを目的とする。

（役職員等及び登録者等の責務）

第2条 役職員等及び登録者等は、法令や社会規範及び本連盟の決定事項並びに諸規程を遵守し、規律と品位を重んじ、本連盟の振興に努めなければならない。

第2章 規律違反に対する罰則

（規律違反となる行為）

第3条 役職員等及び登録者等が次の各号のいずれかの行為を行ったときは、本規程第3章以降に定める手続により、処分を行う。また、過去3年に遡り、違反した行為を対象とする。

- ① 法令、定款、倫理規程その他の規程に違反する行為をしたとき。
- ② 本連盟の決定に違反する行為をしたとき。
- ③ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき。
- ④ 故意又は過失により当法人、会員、理事、監事、職員、委員、スタッフその他関係者の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき。
- ⑤ 定款第3条の当法人の目的に反する行為をしたとき。
- ⑥ ①から⑤に準ずるとき。

（処分の種類）

第4条 前条に定める行為に対する処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

（1）正会員

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 退会勧告 退会を勧告する
- ④ 退会処分 正会員としての資格を剥奪する

(2) 賛助会員

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 退会勧告 退会を勧告する
- ④ 退会処分 賛助会員としての資格を剥奪する

(3) 役員

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 役職の停止 長期1年以下の期間役職を停止する
- ④ 降格 役職を降格する
- ⑤ 解任 役員のを解く

(4) 事務局員

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 役職の停止 長期1年以下の期間役職を停止する
- ④ 降格 役職を降格する
- ⑤ 解任 事務局員のを解く

(5) 委員

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 役職の停止 長期1年以下の期間役職を停止する
- ④ 降格 役職を降格する
- ⑤ 解任 委員のを解く

(6) 登録選手

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 資格の停止 無期限又は長期2年以下の期間、登録者としての活動を停止する

(7) 登録スタッフ会員

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 資格の停止 無期限又は長期2年以下の期間、登録者としての活動を停止する

(8) 登録団体代表者

- ① 戒告 口頭による注意を行い、戒める
- ② けん責 文書による注意を行い、始末書を提出させる
- ③ 資格の停止 無期限又は長期2年以下の期間、登録者としての活動を停止する
- ④ 除名 被処分者の意思にかかわらず、本連盟から強制的に退会させる

(起訴に伴う資格の停止)

第5条 役職員等及び登録者等が刑事事犯により起訴されたときは、本連盟は、理事会の決議により、

判決の確定があるまでの間、仮に資格の停止の処分を行うことができる。なお、この場合において、別途本規程にのっとり、処分を行うことをさまたげない。

- 2 前項前段により処分を受けた者が刑事裁判において無罪の判決を受け、これが確定したときは、本連盟に対し、処分の再審査を求めることができる。ただし、無罪判決の確定の日から1年が経過したときは、この限りでない。

第3章 処分手続

(倫理委員会による答申)

第6条 第3条に定める行為を行った者(以下「処分対象者」という。)に対する処分は、倫理委員会が理事会に答申し、理事会が決定する。

(免責)

第7条 倫理委員会を構成する委員は、故意または重過失による場合を除き、審査手続に関する作為または不作為について、何人に対しても、個人としての責任を負わない。

(処分手続の非公表等)

第8条 本連盟は、理事会が処分を決定するまでの間、事案に関する公表を行わない。ただし、理事会が公表を承認した場合はこの限りではない。

- 2 本連盟関係者は、正当な理由なく、本手続を通じて入手した事実を他の者に漏えいしてはならない。ただし、前項後段に基づき公表された事実はこの限りではない。

(倫理委員会の設置及び事実調査の開始)

第9条 理事会は、本規程に違反する事実の有無及び同事実に対する措置の要否等を検討する必要が生じたと判断した場合、同事実ごとに倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会委員は3名以上とし、理事会から選任する。
- 3 当該事案に何らかの形で関与したことがある者および当該事案に利害関係を有する者は、倫理委員会委員になることはできない。この場合において、委員が3名を下回るときは、理事会決議により、委員の数が3名以上となるまで、当該事案においてのみ委員を務める者を外部から選任することができる。
- 4 倫理委員会は、設置後速やかに事実調査を開始する。

(事実調査の方法)

第10条 事実調査は、中立、公正かつ迅速に行われなければならない。

- 2 倫理委員会は、本連盟、処分対象者又はその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求めることができ、現地確認その他必要な一切の調査をすることができる。
- 3 役職員等及び登録者等の本連盟の関係者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 4 倫理委員会は、調査の結果を踏まえ、本規程に違反する事実の有無及び同事実に対する措置

の要否等を理事会に答申する。

(弁明の機会の付与)

第11条 理事会は、倫理委員会による事実調査の結果に基づき処分を決定をしようとするときは、次条に定める方式にしたがった聴聞期日を指定して処分対象者に弁明の機会を与えなければならない。

(聴聞の方式)

第12条 処分対象者は、聴聞期日に出頭して意見を述べ、主張書面及び証拠資料を提出し、又は、聴聞期日への出頭に代えて、主張書面及び証拠資料を提出することができる。

2 理事会は、あらかじめ、処分対象者に対し、次に掲げる事実を書面により通知しなければならない。

- ① 処分の対象となる事実
- ② 聴聞期日の日時及び場所
- ③ 聴聞期日に出頭して意見を述べ、主張書面及び証拠資料を提出すること

3 理事会は、聴聞期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、聴聞の続行期日を指定することができる。この場合において、処分対象者に対し、あらかじめ、次回の聴聞期日の日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞期日に出頭した処分対象者に対して、当該聴聞期日においてこれを告知すれば足りる。

(処分の決定)

第13条 理事会は、事実調査及び弁明の機会の付与が完了したときは、速やかに処分を決定する処分審査を開始する。

2 処分の決定は、中立、公正かつ迅速に行われなければならない。

3 処分の決定は、理事の過半数の出席をもって開催し、その議決は出席した理事の過半数をもって行う。ただし、処分対象者の役職の停止、資格の停止、資格の停止、降格、解任または除名の処分をしようとする場合には、その議決は出席した委員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(処分の通知)

第14条 理事会は、処分対象者に対して、次の事項を記載した書面（以下、「処分決定通知書」という。）をもって処分決定を通知する。

- ① 処分対象者の表示
- ② 処分対象となった事実
- ③ 処分の内容
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し

て処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨およびその申立期間

- 2 本連盟は、処分決定通知書の正本を含む処分決定に関する記録を、処分決定日から10年を経過する日まで保管する。

(処分決定の効力)

第15条 処分決定は、処分決定通知書が処分対象者に到達した時に効力を生ずる。

- 2 第16条第1項の申立てがあつた場合でも、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構により、処分決定が取り消され、又は処分決定の効力が停止されるまでの間、処分決定は効力を失わない。

第4章 不服申し立て

(処分決定に対する不服申し立て)

第16条 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本連盟の処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

- 2 本連盟は、前項の申立てをしたことを理由として、処分対象者に対して処分決定外の不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 雑則

(改廃)

第17条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

(附則)

本規程は令和元年9月27日から施行する。

聴聞期日通知書

年 月 日

(処分対象者) 殿

日本知的障がい者陸上競技連盟
理事長

当連盟理事会は、当連盟規律規程第 11 条の規定に基づき、貴殿に対し次のとおり聴聞を行いますので、同規程第 14 条 2 項の規定により通知します。

なお、貴殿は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、主張書面及び証拠資料を提出し、又は、聴聞期日への出頭に代えて、主張書面及び証拠資料を提出することができます。

1 処分の対象となった事実

2 聴聞の期日及び場所

期日 年 月 日 () 時から 時まで

場所

以上

処分決定通知書

年 月 日

(処分対象者) 殿

日本知的障がい者陸上競技連盟
理事長

当連盟理事会は、本日、貴殿に対する処分を決定しましたので、当連盟規律規程第 14 条に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処分対象者の表示
- 2 処分対象となった事実
- 3 処分の内容
- 4 処分の手続の経過
 - (1) 事実調査の開始
 - (2) 事実調査
 - (3) 弁明の機会の付与
 - (4) 処分決定
- 5 処分の理由
- 6 不服申立手続及び期間

以上